

## CONTENTS

代表あいさつ

あさひ総研

- 01     ・事業承継  
      後継問題と M&A
- 02     ・相続  
      財産目録を作成しましょう
- 03     ・税制  
      令和 3 年度税制改正大綱
- 04     ・助成金  
      新型コロナウイルス感染症対策に関する支援策
- 05     ・社会福祉法人  
      クレジットカードを活用していますか？？

HOT & NEW SPOT 新仙台事務所のご紹介

あさひ通信 第 186 回

INFORMATION セミナー案内／書籍案内

### [ Beyond ] について

企業を取り巻く環境は、DX 化、新型コロナウイルスへの対応、人口構造の激変、AI やロボティクスをはじめとしたテクノロジーの進展により、これまで経験したことのない状況に遭遇しています。これまでの業界の常識や前提は通用しない時代、これまでの従前の枠を超えた思考が必要な時代になっていると感じます。あさひグループではこれまでの会計事務所の枠を超えて、経営者の皆様に役立つ情報を提供、活用頂きたいという思いを込めて『Beyond』を発刊いたします。

## Beyond 創刊にあたって



代表あいさつ

統括代表社員 田牧 大祐

あさひ会計は、「質の高い仕事を通じ、お客様の継続・発展に貢献します」というミッションをかけ、会計税務支援、経営支援を通じ、顧客企業の継続発展に努めてまいりました。

現在、中小企業を取り巻く環境は、新型コロナウィルスへの対応、人口構造の激変、AI、ロボティクスをはじめとした先端技術の進展など、経験したことのない状況に遭遇しています。これまでの成功体験や業界の常識といったものは通用しない時代になり、環境変化に取り残される企業もあります。一方で、この環境変化を、企業の大きな成長の機会とすることも可能です。近年、AIやRPA(ロボティック・プロセス・オートメーション)も身近なものになり高額な投資も不要であり、中小企業が利用可能なサービスになっています。

私たちは、この環境変化が地域の中小企業にとって成長の機会となるよう、RPA の導入支援や会計分野など間接部門の自動化支援を進めています。特に、3 年前に RPA 事業として開始した ASAHI Accounting Robot 研究所では、沖縄から北海道まで全国の中小企業、上場企業、会計事務所に RPA を導入しており、様々な業界企業と業務提携を行い、各業界のルールを変える新たなサービスを

展開しています。以前の業務改善は、10%あるいは 20%の時間削減、効率化といったものでしたが、RPA など新たなテクノロジーでは、90%削減、100%削減と、その効果はこれまでと比較なりません。もはや効率化という言葉で語れない劇的な仕事の変化をもたらしているのです。そして RPA が働く人の手助けをするヒトとロボットの協働はもう日常といえる時代になっています。

また、このたび中小企業にとって有用かつ新しい情報を提供するシンクタンクとして「あさひ総研」をスタートしました。会計事務所には税制や助成金情報、様々な業界の法改正、業界ごとの新しい取組や投資情報、テクノロジーに関するものなど多くの情報が入ってきます。『Beyond』創刊により、有用かつ新しい情報を経営者の皆様にお伝えし、実際に活用頂けるような取組も併せて推進していきます。

2021 年、私たちは、これまでの会計税務支援に加え、RPA 導入を通じた企業の生産性向上支援、経営支援、事業承継支援など、地域経済に貢献できるよう努めてまいります。

# 事業承継



## 後継問題とM&A



山形事務所  
特別経営支援部  
公認会計士・税理士 広川 諭

2010年新日本有限責任監査法人（現 EY 新日本有限責任監査法人）入所。事業会社を中心に会計監査業務に従事。2017年税理士法人あさひ会計に入所後はM&A支援、株価算定・シェアーリング、財務デューデリジェンス、税務相談（組織再編、グループ法人税制）を担当。

高齢化社会のわが国では、中小企業経営者の高齢化が進んでいます。中小企業庁「事業承継を中心とする事業活性化に関する検討会（2016年4月26日）」資料によると、2015年は、経営者の年齢分布ピークが66歳でした。1995年はピークが47歳だったことから、年齢分布のピークが、過去20年間でおよそ20歳分そのままシフトしたことになります。

引退年齢を迎えた中小企業経営者の約半数は、誰かに事業を継ぐことなく、廃業することを予定しているといいます。中小企業の経営者の中で、平均引退年齢といわれる70歳を超える経営者数は約245万人であり、またその約半数の127万人が後継者未定と見込まれています<sup>1)</sup>。経営者が自分の代で事業を閉じようと考える理由は様々ですが、その中で主だったものは下記の通りです。

- ・当初から自分の代でやめようと思っていた
- ・将来の事業の見通し不安 / 事業の継続性が困難
- ・後継者が見つからない

事業の継続に困難があるとするならば、廃業の選択もやむを得ないかもしれません。一方で他社と比較し、収益性や資金力に何ら問題なく、さらには従業員を守るために事業継続したい場合でも、適当な後継者が見つからないために廃業を予定する経営者もいます。

事業承継の後継者候補は大きく3つあります。

- ・親族
- ・親族外の従業員、
- ・M&A（社外第三者への譲り渡し）

これまで中小企業の事業承継は、家業を子息につなぐ親族内承継が圧倒的に多かったといいます。しかしながら、ここ数年の傾向として、例えばご子息への事業承継を計画したとしても、既にご子息が他の会社に就職してしまい承継を希望しないケースや、経営者自身が心的負荷のある経営業をご子息に継がせたくないとの思いがあり、親族内承継を希望しないケースが増えているようです。また従業員への承継では、経営権の承継は可能でも、自社株を譲り渡す際の資金準備が問題となることや、借入金の個人保障や担保提供が障壁となることが原因で、承継が進みづらくなります。

この様な事情から中小企業経営者が後継者を探すことは困難であり、次の一手としてM&Aによる社外第三者への事業の譲り渡しの選択が増加傾向にあります。

\*1 中小企業庁 令和2年3月中小M&Aガイドライン（2020年3月31日）

# 相 続

## 財産目録を作成しましょう



ご存じの方も多いかと思いますが、平成 27 年 1 月 1 日以後の相続税の計算に関しては、相続税がかかるかどうかのボーダーラインとなる基礎控除額の引き下げの改正が行われ、相続税の申告が必要な方が増加しています。右記の表（表 1）は山形県の相続税の申告者数に関する統計です。

改正前の平成 26 年と改正後 4 年経過した平成 30 年で比較すると、山形県でも相続税がかかる方が倍以上に増えたことがわかります。

次に、基礎控除額の計算は具体的にどう変わったのでしょうか。

表 2 から分かる通り、改正前の 8,000 万円であれば、自分には全く関係ないと思われる方も多いかと思いますが、改正後の 4,800 万円と言われると、現預金・不動産・保険・株式を合わせると基礎控除額を超えるのではないかと心配される方も多いと思います。一般的なサラリーマンや公務員も注視すべきこととなった相続税。まず、何をすべきでしょうか？

第一にすべきは財産目録の作成になります。金額については下記のように把握します。

- ・預金については開設している複数口座の金額の合計
- ・上場株式等については証券会社から送付される取引残高報告書等の評価額
- ・自用家屋については市町村から送付されている納税通知書の固定資産税評価額
- ・土地については固定資産税評価額  $\div 0.7 \times 0.8$  で算出された金額（あくまで概算）

※土地の相続税評価額については財産評価基本通達で細かくルールが定められており、土地の形状や接している道路、賃借状況、評価年の路線価等で評価額が大きく変わります。また、算出した評価額から、諸条件によっては最大 8 割減額できる小規模宅地の特例等もあります。正確な評価額や特例適用可否は専門家に相談することをお勧めします。

- ・非上場株式については対象会社に影響力を持つ同族株主の場合は原則的評価方法で評価され、出資した金額の何十倍にもなっていることもあります。こちらも評価額の計算方法は複雑ですので専門家に依頼することをお勧めします。

如何でしょうか？全く気にしていなかった方もすでに相続税がかかる方になっている可能性があります。ぜひ一度、財産目録を作成してみましょう。

	被相続人数 (死亡者数)	相続税の申告書 (相続税額があるもの) の提出に係る 被相続人数
平成 26 年	15,434	271
平成 30 年	15,320	634
増 減	-114	363

表 1：相続税の申告事績【山形県】  
(国税庁「相続税の申告の状況について」抜粋)

	改正前	改正後
適用時期	平成 26 年 12 月 31 日まで	平成 27 年 1 月 1 日以降
基礎控除額	5,000 万円 + 1,000 万円 × 法定相続人数	3,000 万円 + 600 万円 × 法定相続人数
具体例	5,000 万円 + 1,000 万円 × 3 人 $= 8,000$ 万円	3,000 万円 + 600 万円 × 3 人 $= 4,800$ 万円

表 2：法定相続人が 3 人 (ex: 配偶者、子供 2 人) の場合の基礎控除



山形事務所  
相続サポートセンター  
公認会計士・税理士：伊藤 俊和

事業会社の経理を経て、あずさ監査法人に勤務。現在は税理士法人あさひ会計で相続・事業承継の実務に携わる。

# 税 制



## 令和3年度税制改正大綱

令和2年12月10日に、令和3年度税制改正大綱（以下、本改正案）が発表されました。昨今は新型コロナウイルスの影響により、事業者は厳しい状況に置かれています。昨年9月に発足した菅内閣では、新型コロナウイルスの影響で浮き彫りとなったデジタル化の遅れを解消することが方針の一つとなっています。こうした状況・改革に合わせて、税制においても“ITの浸透”を推進しています。上記から本改正案の主な趣旨は、ウィズコロナ・ポストコロナに適応した新社会をつくり、経済再生を図るものとされています。

今月は企業の支援策についてご紹介します。（案の段階のため、詳細な手続等に関しては今後決定されることにご留意ください）

### ①中小企業における所得拡大促進税制の見直し

#### ～改正前～

- (1) 給与総額：今事業年度>前事業年度
- (2) 継続雇用者給与等支給額 ≈1 今事業年度>前事業年度 (1.5%以上)

#### ～改正後～

- (1) 給与総額：今事業年度>前事業年度 (1.5%以上)

**雇用の継続にかかわらず、消費を促す（給与を増やす）と税額控除適用可能に！**  
令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する事業年度に適用

\*<sup>1</sup> 継続雇用者（前事業年度の期首から適用年度の期末までの全ての月分の給与等の支給を受けた従業員のうち、一定の者）に支払った給与等の総額から雇用調整助成金等の額を控除したもの

現在の税制では、前事業年度と比較して給与総額の増加かつ継続雇用者給与等支給額が1.5%以上増加



山形事務所  
審査部  
早坂 賢人

審査部にて從事。決算書や申告書のチェックを日々行う。

している場合、給与総額の増加額に対して15%の税額控除が適用できます。また、継続雇用者給与等支給額が2.5%以上増加してかつ教育訓練費が前事業年度より10%増加している場合や、経営力向上計画の認定を受けている場合25%の税額控除が適用できます。

本改正案では、“継続雇用者”ではなく、“雇用者”給与等支給額での上記増加（割合）で判定することになります。さらに相違点として給与総額を比較する際にあたっては、雇用調整助成金等を給与額から控除するとされていましたが、それも撤廃されます。

### ②給与等の引上げ及び設備投資を行った場合の税額控除制度の見直し

#### ～改正前～

- (1) 給与総額：今事業年度>前事業年度
- (2) 継続雇用者給与等支給額 ≈1 今事業年度>前事業年度 (3%以上)
- (3) 国内設備投資額>適用事業年度減価償却額の95%相当額以上

#### ～改正後～

- (1) 給与総額：今事業年度>前事業年度
- (2) 新規雇用者給与等支給額 ≈2 今事業年度>前事業年度 (2%以上)

**投資の有無・雇用の継続にかかわらず、雇用を創出すると税額控除適用可能に！**  
令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する事業年度に適用

\*<sup>2</sup> 国内の事業所において新たに雇用した一般雇用保険法の一般被保険者（支配関係のある会社から異動した者及び海外から異動した者を除く。）に対してその雇用した日から1年内に支給する給与の額等。

①と違いこちらは大企業も採用ができる税制です。現在の税制は、①の増加割合が3%以上でかつ設備投資に関する要件を満たしていないければ税額控除を適用できません。本改正案では、国内の“新規”雇用者に対して支給した給与が、前事業年度と比較して2%以上増加している場合、15%の税額控除が適用できます。また、教育訓練費が前事業年度より20%以上増加している場合、20%の税額控除が適用できます。さらに設備投資に関する要件が撤廃されたため、適用が容易になるのではないかと思われます。①と同様に相違点として給与総額を比較する際にあたっては、雇用調整助成金等を給与額から控除することも撤廃されています。

### ③中小企業向け投資促進税制の延長

中小企業が一定金額以上の機械等を購入した際、その機械等の基準取得価額の30%の特別償却、もしくは7%の税額控除が適用できます。対象業種に制限がありましたが、1.不動産業、2.物品賃貸業、3.料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する業種（生活衛生同業組合の組合員が行うものに限る）が追加されるとともに、適用期限が令和5年3月31日までと2年延長されるようです。

# 助成金



## 新型コロナウイルス感染症対策に関する支援策

新型コロナウイルス感染症対策に関する支援策の申請期限が近付いている情報をまとめました。

まだ、申請・受給がお済でない場合には早めにお手続きください。それぞれの支援策には詳細な要件が定められています。ご不明な点がありましたら担当者までお問い合わせください。

### ■持続化給付金

申請期限	2021年1月15日まで
支援概要	2020年1月から12月までの間で、前年の売上からの減少分を上限として、法人で最大200万円、個人事業者で最大100万円が給付されます。
特例の対象となる事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比で50%以上減少している</li> <li>2. 資本金10億円以上の大企業を除き、中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者</li> </ul>

### ■家賃支援給付金

申請期限	2021年1月15日まで
支援概要	家賃の負担を軽減することを目的として、テナント事業者に対して「家賃支援給付金」を支給するものです。給付額は、直近の支払家賃から算出し、法人の場合は最大600万円、個人事業主の場合は最大300万円となっています。
特例の対象となる事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 法人は、資本金の額または出資の総額が、10億円未満であること</li> <li>2. 2020年5月から2020年12月までの間で、新型コロナウイルス感染症の影響により、以下のいずれかにあてはまるこ           <ul style="list-style-type: none"> <li>①いずれか1か月の売上が前年の同じ月と比較して50%以上減っている</li> <li>②連続する3か月の売上の合計が前年の同じ期間の売上の合計と比較して30%以上減っている</li> </ul> </li> <li>3. 他人の土地・建物を事業のために賃借し、賃料の支払いをおこなっていること</li> </ul>

### ■固定資産税・都市計画税の減免

申請期限	2021年1月末日（償却資産税の申告期限）まで
支援概要	中小事業者の税負担を軽減するため、事業者の保有する建物や設備の2021年度の固定資産税及び都市計画税を、事業収入の減少幅に応じ、ゼロまたは1/2とする制度です。
特例の対象となる事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人（ただし、大企業の子会社等は対象外）</li> <li>2. 常時使用する従業員数が1,000人以下の場合</li> <li>3. 2020年2月から10月までの任意の連続する3ヶ月間の事業収入の対前年同期比の減少率が30%以上の場合</li> </ul>



仙台事務所  
守 基一

主に事業会社及び社会福祉法人を担当。  
DX推進室メンバーとして、社内の業務改善も担当している。

# 社会福祉法人



【表 1】 A 法人でカード決済可能概算金額と概算ポイント数  
(2020 年 3 月決算ベース)

科目	細目	金額 (百万円)	ポイント (P)	メモ
水道光熱費	電気	123	615,000	利用可(0.5%)
	ガス	24	120,000	利用可(0.5%)
	水道	59	295,000	利用の可否は地域による
通信費	電話・インターネット	8.5	85,000	利用可(1%)
消耗品	アスクル (ソロエルアリーナ)	5.6	56,000	利用可(1%)
給食費	日清食品	288	2,880,000	利用可(1%)
	計	508.1	4,051,000	

※水道光熱費や税金の支払いは 0.5% それ以外は 1% で算出



## クレジットカードを活用していますか??

今回は初回ですので難しい話ではなく、エッセイ的な内容になっています。私は地方創生支援部という部署に所属しており、地方自治体でも簡易水道事業や下水道事業をお客様にしています。他にも社会福祉法人や医療法人を対象とした会計監査業務にも従事しており、こちらでは主に社会福祉法人の記事を執筆していく予定です。日頃訪問しているクライアントを思い浮かべながら、こうしたらどうか、他の法人ではこのような取り組みをしているなど、読者の皆様に有用な情報を発信していきたいと考えています。

さっそくですが、みなさんの法人ではクレジットカードを使用していますか? 一般の事業会社では法人カードを契約しているクライアントが見受けられますが、医療や福祉関係のクライアントではあまり利用していないイメージがあります。

私の担当している社会福祉法人 (A 法人) では、最近法人カードを導入しました。主に給食費や消耗品、通信費、水道光熱費といった定期的な支払いがメインで、基本的に個人にはカードを貸与せずに法人本部の金庫で保管する方針とのことです。上記科目だけでも全拠点を集計すると年間で約 5 億円の経費がカード決済の対象となります。今回 A 法人が契約したカードでは利用額 100 円につき、0.5%~ 1% のポイントが付与され、上記のケースでは約 4 百万円分のポイントが付与されます (表 1 参照)。カード決済できる業者は現在調査中とのことですが、今後増える可能性があります。貯まったポイントは、年間優秀拠点を表彰する際の景品にしたり、福利厚生のために使用したりするとのことです。今まででは口座振替をするだけの公共料金を、法人カードを経由して口座振替することで、ポイントを獲得でき、カードの年会費以上のメリットが享受できます。

ただし、法人カードを使用する際は作成して使用開始するだけでは NG です。経理規程の見直しや「クレジットカード取扱規程」などの整備も必要となります。

そこで、次回は経理規程についてお話ししたいと思います。



山形事務所  
地方創生支援 1 部  
公認会計士・税理士 葛西 裕之

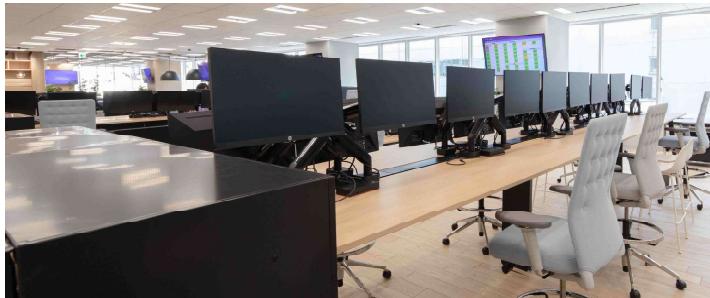
新日本有限責任監査法人（現 EY 新日本有限責任監査法人）で主に金融機関の法定監査に従事。  
現在は公営企業の法適化業務及び会計指導、社会福祉法人及び医療法人の法定監査に従事。

vol.1

HOT & NEW

# SPOT

## 新仙台事務所のご紹介



このたび芭蕉の辻という、仙台藩城下町のメイン交差点、人が集う歴史ある場所において、新しく仙台事務所をスタートします。オフィスは「BEYOND THE FUTURE」をコンセプトに、RPA LABORATORY、顔認証キー、来客通知アプリ（自社開発）、全席ダブルモニター、WEB会議ブース、集中ブース、情報提供用大型モニター設置など、WORK WITH TECHNOLOGY を体现しています。

### 仙台事務所

〒980-0804 仙台市青葉区大町 1-1-30

新仙台ビルディング 4 階

TEL : 022-262-4554

### 〈アクセス〉

地下鉄▶ 東西線青葉通一番町駅より徒歩 1 分

J R ▶ 仙石線あおば通駅下車、青葉通を西へ約 500m

バ ス ▶ 青葉通一番町・電力ビル前または広瀬通一番町下車

自動車 ▶ R286青葉通交差点を西へ約 100m



## 大家族主義経営

公認会計士・税理士 美田 健一



経営者の使命は「心を高め、会社業績を伸ばして社員を幸せにすること」だと京セラ名誉会長の稻盛和夫氏はいう。だいぶ前の話になるが、稻盛氏が主宰する若手経営者の勉強会「盛和塾」で、ある塾生が自社の経営理念の実践を発表した時だった。発表後「そんなものは経営理念ではない！」と稻盛氏が突然一喝したことがある。「社員のことを何もうたっていいじゃないじゃないか。そんな独りよがりの経営理念はあるか」と指摘したのである。盛和塾では一人の塾生が怒られるたび、そこに参加している全員が同じく頭をガツンと殴られ鮮烈な学びを得るのだが、“社員の物心両面の幸せ”こそが企業経営の最大の目的だと稻盛和夫氏はいうのである。

稻盛経営哲学の根底には、社員同士が人の喜びを自分の喜びと感じ、苦楽を共にできる家族のような信頼関係、困っている仲間がいればみんなで考え方助け合い、先輩は後輩の成長を助け、後輩は先輩を尊敬して大切にするといった社員同士の強い心のつながりをベースとした「大家族主義経営」がある。

事実、私たちは1日24時間のうち8時間を作りで過ごしているわけだが、残りの8時間は睡眠に、さらに残りの4時間は通勤を含めた雑用に、そしてこれらの時間を差引いた4時間だけが家族との時間だったり、自分の趣味の時間だったりするわけで、人生で最も多くの時間を職場で過ごしているのである。

この職場での時間こそが人生の大半であり、職場での時間が人の喜びを自分の喜びと感じ、苦楽を共にし、お互いに感謝し、お互いに思いやる家族同士のような幸せを実感で

きる時間でなければ、私たちの人生は生活費の為に自分の時間を犠牲にする暗いものになってしまうだろう。だからこそ経営者が心の底から社員の幸せを願い、社員は家族、会社とは大家族が暮らす家という「大家族主義経営」の考えを根底に据え、心をベースとした経営をすることが何よりも必要だ。それでいて親子や兄弟のような「甘え」を制し、年功や経歴ではなく真の実力主義に徹する厳しさで社内を律することが重要となる。実力とは、職務遂行能力とともに、人間として尊敬され、信頼され、みんなの為に自分の力を發揮しようとする心構えだ。

かつて私もそうであったが、経営者は目先の売上や利益にこだわってしまう。成果主義的賃金制度や奨励金制度はそのいい例だ。鼻先にニンジンをぶら下げて受注高を競わせたり、生産量を競わせることにより同僚同士がライバルになる。そして自分の知識やスキルは同事仲間と共有しなくなる。大家族主義とは真逆だ。しかも、往々にしていい仕事を見つけてきた、歩留まりを向上させた、改善提案をした、部下に仕事を教えたといった本来業務は評価の対象外で評価されない。

京セラでは、業績に貢献しても金銭的に報いることはしないという。業績を上げたその人、その部門に与えられるのは仲間からの賞賛と賛辞だけだという。「代償を求めず仲間に尽くすことは人間として一番大切なこと」との考えだ。勿論、長期的には実力が評価され報いられることになるのだが、家族のような関係を大切にし「人の心をベースにする経営」、これが大家族主義経営というものだろう。

# INFORMATION

## セミナー案内

### 『成長戦略・事業承継 個別相談会』

共催／日本M & Aセンター

現在の悩み・課題に応える手法として「M&A」を検討してみませんか。  
M&A・事業承継に詳しい税理士・コンサルタントが個別にご相談承ります。

参加費：無料

【仙 台】 会場◆あさひ会計仙台事務所  
1月 19日(火)

【山 形】 会場◆あさひ会計山形事務所  
1月 20日(水)



お申し込みはこちら

開催時間（仙台・山形共通）／ ①9:00 ②10:30 ③13:00 ④14:30 ⑤16:00  
◎各会場先着 5組様限定、完全予約制

※Zoomを利用したWEB形式の面談も可能です。

### 『生産性向上 DX セミナー』

DX（デジタルトランスフォーメーション）の取組が企業競争力に圧倒的な差をつけます。RPAやAIなど、最新のテクノロジーを活用することで、会計業務などの間接業務の変化、様々な業界ごとのRPA導入の実例を紹介します。RPAの活用、会計処理の自動化で、圧倒的な生産性向上が実現できます。

◎紹介ツール：Microsoft Power Automate、早業DXなど

参加費：お一人様 ¥3,000

【仙 台】  
1月 22日(金) 14:00～15:30

【山 形】  
1月 25日(月) 14:00～15:30



お申し込みはこちら

講師：株式会社 ASAHI Accounting Robot 研究所 CTO 佐々木伸明  
税理士法人あさひ会計 DX推進チーム 渡部竜次

※新型コロナウイルス対策として、参加者の十分な距離の確保のため、8名様限定とさせていただきます。

## 書籍案内

### 中小企業経営者のための

### RPA入門

株式会社 ASAHI Accounting Robot 研究所  
CEO 田牧大祐 CTO 佐々木伸明

発売日 2020年12月25日

これまで経営者向けのRPAの書籍がなかったということで、幻冬舎様とのご縁を頂き、中小企業経営者にフォーカスした初めてのRPA書籍として発刊の運びとなりました。

RPA導入企業が陥りがちな問題やRPAの誤解を解決できる内容としています。これまで多くの中堅企業にRPA導入支援をしてきた実例やあさひグループでの導入事例も交え、中小企業向けのスムーズなRPA導入方法を解説しています。

